

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

議員定数が削減されたことに伴い、常任委員会の委員の定数について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 常任委員会の委員の定数を次の表のとおり変更することとした。

常任委員会の名称	変更後	現 行
総務教育常任委員会	9人	10人
福祉生活病院常任委員会	9人	10人
農林水産商工常任委員会	9人 (変更なし)	9人
企画県土警察常任委員会	8人	9人

(2) 施行期日は、公布の日とする。